

平成21年度一般会計当初予算説明資料

10款 教育費

6項 社会教育費

家庭・地域教育課（内線：7519）

1目 社会教育総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)社会教育主事養成事業	162	0	162				162	

トータルコスト 5,133千円（新規）

従事する職員数 正職員：0.6人

主な業務内容 国への申請・打ち合わせ、講習の開催等

事業内容の説明

1 事業の概要

社会教育主事の資格取得に必要な講義や研修を県内で受講できるようにすることにより、県及び市町村教育委員会事務局職員、公民館職員等、教育関係者の社会教育主事資格取得を促進し、県及び市町村教育委員会の生涯学習・社会教育推進のレベルアップ及び体制整備を図る。

【県内で実施する講義等の内容】

講義等名	内容
インターネットでの講義受講	文部科学省が実施する社会教育主事講習Bをエル・ネットを利用して教育センター等で受講できるようにする。 （教育センター又は旧赤碕高校 18日間程度）
現地研修の実施	先進的取り組みをしている生涯学習・社会教育施設を視察する。（県内2カ所 1日間）
宿泊研修の実施	スポーツ・レクリエーションに関する実技演習等を行うとともに、青少年教育施設についての理解を深める。 （青少年教育施設 2泊3日）
演習の実施	グループに分かれ、実際の市町村を想定して社会教育計画・事業計画を作成する演習を行う。（6日間）

2 事業費 162千円（講師謝金、講師旅費、事務費等）

- 社会教育法（抜粋）
  - 第9条の2第1項  
都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に社会教育主事を置く。
  - 第9条の3第1項  
社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。
  - 第9条の3第2項  
社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。
- 県内市町村の社会教育主事の設置状況
  - 平成18年度 38名、未設置市町村2
  - 平成19年度 32名、未設置市町村4
  - 平成20年度 28名、未設置市町村4